⑹　工期　契約締結日の翌日から690日間
　新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－19）による社会情勢変化や、半導体及び鋼材等の資材の不足及び調達遅延を含め、受注者の責によらない事由を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、契約書第22条の規定に基づき、受注者からの工期延長の請求の措置により、工期延長の協議を行うことができるものとする。
⑺　使用する主要な資機材
　プレキャストＰＣ床版　　約１千㎡
⑻　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」である。工事期間内において週休２日を確保した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。発注者は、週休２日を達成するための費用として、当初積算時及び設計変更時に、「週休２日制モデル工事における積算方法について」（https://contract.c-nexco.co.jp/point/）により計上するものとする。
⑼　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑽　本工事は、総合評価技術提案資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や契約単価項目が変更となる提案は不採用とする。
⑾　本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」を適用する。なお、電子入札により難いものは、「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」に基づき、契約責任者に届出を提出して郵送で行う紙入札方式によることができる。
⑿　契約制限価格を上回った場合の取扱い
　本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。
　見積協議方式とは、すべての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１社を協議相手として選定し、当社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。
　なお、協議の相手から提出された入札価格で契約を締結することが不合理と認められる場合は、協議相手を選定しない場合がある。
⒀　本工事は、電子契約によることができる。
２　競争参加資格　本工事に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく令和３・４年度競争参加資格における「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,150点以上である者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,150点以上であること。）であること。
　②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく令和３・４年度競争参加資格における「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,150点以上である者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,150点以上であること。）の２者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。
⑷　施工実績　平成19年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。
　①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
　求める実績　橋面積800㎡以上の橋梁床版※の新設又は取替を行った工事
　※橋梁床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。
　なお、鋼床版は除く。以下同じ。
　②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
　求める実績　橋梁上部工を架設した工事※
　※橋梁の種別は問わない。以下同じ。
・求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。
・施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成19年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。
・施工実績が、中日本高速道路株式会社を除く公共工事発注機関※が発注し、しゅん功した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。
　※公共工事発注機関とは、国、地方公共団体又は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第２条第１項に定める法人をいう。以下同じ。
・特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。
⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。特定建設工事共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。
⑹　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
　①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
　②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
　③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。